## 新旧対照表

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について (昭和63年2月12日付け社庶第30号厚生省社会局長庶務課長・児童家庭局長企画課長連名通知)

改正	現行
社 庶 第 3 0 号 昭和63年2月12日 (最終改正) <u>社援基発0531第2号</u> 令和5年5月31日	社 庶 第 3 0 号 昭和63年2月12日 (最終改正) <u>社援基発0527第1号</u> <u>令和4年5月27日</u>
各都道府県民生主管部(局)長 殿	各 都道府県民生主管部(局)長 殿
厚生省社会局庶務課長 厚生省児童家庭局企画課長	厚生省社会局庶務課長 厚生省児童家庭局企画課長
指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について	指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について
	標記については「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)により通知されたところであるが、その取扱いの細則について下記のとおりとすることとしたので、御留意願いたい。
記	記
1、2 (同右)	1、2 (略)
3 介護等の業務の範囲 (1)~(4) (同右)	3 介護等の業務の範囲 (1)~(4) (略)
	(5) 局長通知別添2の1の(9)、(23)、(25)から <u>(27)</u> までに掲げる者には、空床時のベッドメーキングや検体の運搬などの間接的な業務のみに従事している者は含まれないこと。
(6)~(12) (同右)	(6) ~ (12) (略)